

議事1 平成22年度地域公共交通活性化・再生総合事業事後評価(案)

計画事業に係る事後評価記載様式(初年度・2年度目)

I 総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備するための検討を行ったか。

「香取市地域公共交通総合連携計画」において、市内公共交通の維持・活性化に向け、事業を効率的・効果的に実施していくため、計画期間中に優先的に取り組む重点事業や各事業における着手予定時期を設定していることから、これに基づき、当該事業を本格実施する環境の整備に向けて必要な検討を行った。具体的には、平成21年10月から実証運行を開始した小見川区循環バス及び平成22年6月から実験運行を開始した佐原区循環バス【周遊ルート】の利用状況の把握や、本格運行に向けた課題の整理などの検討を行った。

II 計画事業の実施

- ① 事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

コミュニティバス実証運行2事業のうち、昨年10月から実証運行中の小見川区循環バスについては、4月1日から運行を継続し、4月初から12月末までに合計6,685人が利用した。なお、11月1日からは、これまでの利用実績や利用者からの要望等を踏まえ、運行ルートや運行時刻の見直し、停留所の増設等を実施した。(別紙「H22.9 小見川地区各戸配布資料」参照)

佐原区循環バス【周遊ルート】については、6月6日(日)から、日曜・祝日に限り1日10便の実験運行を開始し、12月末までに合計1,265人が利用した。

III 具体的成果

- ① 定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

コミュニティバスの評価方法としては、年間延利用者数を掲げていることから、運行路線別・運行便別・停留所別の乗降者数を集計することにより、1月・1日・1便あたりの延利用者数の実態を把握し、3月末で運行が終了した時点で事業評価を行うこととしている。

なお、利用実態については、運行事業者との連絡・調整による資料提供に加えて、インタビュー調査により意見・意向等の把握に努めた。

- ② 実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

小見川区循環バス実証運行については、4月初から12月末までの1日平均利用者数(36.5人)は当初需要予測(77.7人)を下回っているものの、通学・通院・買い物等のために利用されていることや、改正を実施した11月以降の1日平均利用者数(43.3人)は改正前(34.7人)より増加していることなどから、住民生活圏を考慮した市内公共交通の構築という目標を達成するために適切な事業であると判断される。

佐原区循環バス【周遊ルート】実験運行については、6月の運行開始から12月末までの1日平均利用者数(37.2人)は、当初需要予測(30.0人)を上回っており、沿線住民の買い物等の移動手段として定着してきていることなどから、適切な事業であると判断される。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

IV 自立性・持続性
1 事業の本格実施に向けての準備
<p>① 実施した事業を翌年度実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。</p> <p>小見川区循環バス実証運行については、利用者数が増加傾向にあるものの、未だ1日平均利用者数は当初需要予測に達していないことなどから、認知度や利便性の向上や本格運行に向けて運行を継続させる仕組みの確立が課題であると認識している。</p> <p>佐原区循環バス【周遊ルート】についても上記同様に、本格運行に向けて運行を継続させる仕組みの確立が課題であると認識している。</p>
<p>② 実施した事業について利用者数が想定をかなり下回るなど効果が現れていない場合には、翌年度事業を実施するにあたって必要な見直しを行っているか。翌年度も同じ事業を実施する場合には、適切な理由等が明らかにされているか。</p> <p>小見川区循環バスについては、より多くの住民に利用してもらうため、それまでの利用状況や地域住民・利用者からの意見・要望等を踏まえ、11月1日に運行ルートや運行時刻の改正、停留所の増設等を実施し、利用状況の推移を注視しているところである。</p> <p>佐原区循環バス【周遊ルート】については、当初需要予測を上回っており、地域住民等の移動手段の確保に資する事業であると思料されることから、平成23年3月からは、現行の「日曜・祝日運行」に土曜日を加えた「土日祝日運行」へと変更し、実験運行を継続することを予定している。</p>
2 事業の実施環境
<p>① 当該事業の翌年度実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。</p> <p>コミュニティバス実証運行の実施にあたっては、総合事業（計画事業）による国費のほか、香取市からの財政支出によるということの関係者の合意が形成されており、香取市の平成23年3月議会に平成23年度予算案を提出し、市議会において審議してもらうことになっている。</p>
<p>② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を翌年度実施する環境を整備しているか。</p> <p>実証運行実施にあたり、広報紙及び市ホームページでのPRのほか、各地域の行政協力員（代表者）による周知パンフレットの沿線地域への全戸配布や、病院や停留所最寄店舗等への周知パンフレットの設置を協力依頼して利用啓発に向けた活動を行った。</p> <p>なお、協賛金拠出への協力等については、バス車体（車内・車外）への広告掲載を含め、現在検討中である。</p>
<p>③ 当該事業の本格実施のための財源について検討を行ったか。</p> <p>当該事業は、平成21年度から平成23年度までの3年間の計画であり、その後についての見直し、財源については今後検討していくこととしながらも、コミュニティバスの運行については利用者数を評価指標として掲げていることから、更なる利用促進（見直し等含む）による継続的な地域公共交通路線として確立を目指すものである。</p>

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

<p>V 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成</p>
<p>① 協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。</p>
<p>第1回法定協議会において、協議会規約が決定され制定されており、協議会の目的を達成するための事業として、連携計画の策定及び変更の協議、連携計画の実施に係る連絡調整に関する事項、連携計画に位置づけられた事業の実施、その他協議会が必要と認めた事項について審議することを明確に定めており、計画事業の進め方、実施状況等の審議体制を確立している。</p>
<p>② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。）。</p>
<p>法定協議会の構成員には、公共交通関係者や市民代表の他に高齢者クラブの代表者が含まれており、連携計画及び計画事業の実施に係る内容等について意見を聴取している。また、地域（地区）要望や利用者を対象とした実地調査（聞き取り等）の実施結果の説明及び質問・意見の聴取により、住民（利用者）の意見が計画事業への反映、調整が図られる仕組みとなっている。</p>
<p>③ 計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されているか。</p>
<p>第1回協議会において、協議会の設置及び審議事項を含む協議会規約等について審議・承認された。今年度は、第5回協議会において、計画事業に係る運行計画等について審議・承認されており、計画事業を実施するにあたって法定協議会が適切に開催された。なお、平成22年度実施事業の総括・検証等については、第7回協議会（H23.3開催予定）で報告・審議されることになっている。</p>
<p>④ 協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されているか。</p>
<p>法定協議会の運営規程において、会議は原則公開とすることとしており、会議内容（会議録、協議会議事、関係資料、出欠席者名簿）については、香取市インターネットのホームページ内において、協議会開催後速やかに公表している。</p>
<p>⑤ 地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を翌年度実施することについて地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。</p>
<p>第2回協議会において、香取市地域公共交通総合連携計画に定める事業のうち、短期的（H21～23）、中・長期的（H21～25）に着手（予定）する事業の内容について審議・承認されており、合意が形成されたと言える。また、平成23年度の具体的な事業計画については、第7回協議会（H23.3開催予定）で審議することとしている。</p>

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。